

引火性の物を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種（小）	事故の型	労働者規模
2017	1	4~5	セルフスタンド敷地内において、こぼれたガソリンの清掃作業中に足を滑らせ転倒し、右肩を敷地内コンクリート地面にて打撲した。	57	170201	2	100~299
2017	2	16~17	当社、工場内に於いて、使用済みのシンナーの入っていた空缶（18?）を圧縮して処分するため、電動サンダーで切り込み作業中、急に引火、爆発し、その火炎が顔面を被い火傷したものである。	67	11301	14	1~9
2017	2	14~15	塗型槽Bで、製品の型にエタノールを塗布後、ゴム手袋に付着したエタノール塗型剤を拭き取るのを忘れて作業台に移動し、その手でエタノールを飛ばすために着火しようとして手袋に引火した。近くで作業していた二人が叩いてすぐに消火したが、両手掌、手指に火傷を負った。	43	11709	11	50~99
2017	2	12~13	次亜塩素酸ナトリウム20kg（以下、元の容器）から使い易いように小分けの容器に移す際、元の容器の注ぎ口が外れて、両足の太ももから膝下と左腕肘から手首にかけて液体を浴び薬傷を負った。	62	10109	12	1~9
2017	2	10~11	畑の中央で草を焼いていたところ、ガソリンタンクから漏れていたガソリンに引火し顔を熱傷した。	63	60101	11	10~29
			廃溶剤をドラムからポンプを用いて、廃油タンクへ移液する作業中、ドラム内液が少なくなった時、ドラムに差し込んだステンレ				

2017	3	14~15	ス製ノズルとドラム底面との接触し、スパークが発生した。その際、ステンレス製ノズルを持っていた右手首から肘にかけて火傷した。原因は、使用していた樹脂製ホースの静電気防止機能の低下と考えられる。	49	10801	11	50~ 99
2017	3	15~16	作業終了後、帰社し自らが敷地内の処分及びゴミを整理作業し、複数（10本位）カセットボンベのガス抜き作業中に、缶の底に穴を空ける時に発火し、その時顔と手首に火傷した。使用した工具は片面先の尖った金槌で、穴を空けた缶は、側に置いたダンボールの中に入れていたが、そこに引火し、消火活動（水と消火器）した。	52	40301	16	10~ 29
2017	3	7~8	土砂捕捉施設設置その他工事の現場において、作業中止が決まった為、出張中の宿舎である民宿へ帰った。本社より日報・伝票を整理し郵送するよう指示があり、現場まで社用車にて取りに行った。帰る途中ジャンパーの汚れに気づき、民宿の手前500m位の道路沿いの空き地に車を止め、車の窓を閉め切ったままパークリーナー（引火性の洗浄剤）とティッシュで汚れを取り除いた。終了後にタバコに火をつけた瞬間に爆破し、両手及び顔面を火傷した。	44	30309	11	10~ 29
2017	4	10~11	工場2階石けん製造スペース内の石けん素材（液体原料）を1トンのペッセル（釜）に投入し、100Vハンドブレンダーで攪拌していた。攪拌中にアルコールを表面に噴霧する工程で、通常であればスプレータイプの噴霧器を使用するところ、少量であったため液体のまま投入してしまった。そのアルコールがハンドブレンダーのモーター部に付着し出火し、火傷を負った。	33	10899	11	300 ~ 499
2017	4	21~22	店内厨房内にて、焼台の受け皿に溜まった脂から火が上がったため、焼台の受け皿へ水を補充しようと受け皿を下ろした際に皿から炎が上がり、右腕に炎がかかり火傷した。	21	140201	11	30~ 49
			当社第3工場の焼却炉にて、ごみを焼却するために炉内にごみを運				

2017	5	16~ 17	んでいたとき、炉内には火が無いことを目視で確認していたが、ごみの中に引火性の高いものがあったことにより、炉内に既にあった燃えカスから引火して突然燃え上がった。その際、顔の右側及び右腕に火傷を負った。	35	10401	11	10~ 29
2017	5	16~ 17	水路工事の中で、可とう継手の取付作業をしていて、水路の下面のコンクリートが濡れてプライマーの塗料が塗れないので、トーチランプでコンクリートを乾かしている時、近くでプライマーを塗布していた人の塗料をこぼしたのに引火して、塗装していた人が驚きズボンにこぼし、それにも引火して左下肢と左手指に火傷をした。	70	30199	11	10~ 29
2017	6	11~ 12	事務所内において、車の下部に潜り、ガスバーナーを使い解体作業を行っていたところ、車体から垂れたガソリンがガスバーナーの火に引火し、その火により、両足の後ろ太もも部分を火傷した。	37	170209	11	1~9
2017	6	9~ 10	研究センター3F、デバイス実験室の洗い場にて、アルミナ板に載せた磁性粉末（約1g）をバーナーであぶり、難燃性試験を行った。確認後、バーナーを所定の位置に戻した後、アルミナ板を素手で持ち、試験後の磁性粉を屋外（ベランダ）の廃却用バケツに捨てようとして移動した際、前に使用した洗浄用アルコール（IPA）約4.8ℓ容器が蓋を開けたまま、床面に置かれたままであった。そこへ磁性粉末が落下し、着火した。その際、右足で容器をベランダに向けて蹴り出した際に、引火したアルコールの一部が右足くるぶしにかかり、飛び火し、火傷を負った。	38	11502	16	100 ~ 299
2017	6	15~ 16	自社倉庫内にて、片付け作業後、火のついたタバコをくわえたままシンナーで手を洗っていたところ、タバコの灰がシンナーの入った缶の中に落ちたため引火し、両足首・のど・左手を火傷した。	20	30209	11	1~9
			資材置き場（兼工場）において場内の片付け作業で、資材置き場				

2017	7	15~16	の隅にある所定の焼却場所で切り株（敷地内の木）を焼却する際、廃棄未処分の箱（40m×30cm×20cmぐらい）を火の中に投入したが、爆発を起こし、両手足を火傷した。尚、箱には未使用のビニール袋入り粉末アルミ粉が入っていた。	66	30199	11	1~9
2017	7	20~21	店舗内で、誤って足を滑らせ、揚げ場の170℃の油の中に右手指を入れて負傷した。	19	80201	11	10~29
2017	9	13~14	フライヤー油交換の際、交換した油を専用保管庫に収納しようとしたが、収納庫がいっぱいで、収納庫の横に、前日交換した廃油缶の上に置こうとした際、誤って廃油缶が転倒し、その際、油が飛んでしまい、首筋から胸部と左足の甲にかかり、火傷を負った。	16	140201	11	30~49
2017	11	18~19	シュレッダーの清掃をしていたら爆発し負傷した。	33	140309	11	10~29
2017	11	11~12	当該職場配属後1週間程度経過した頃から左腕肘裏に腫れが見られ始め、その後右顔面にも腫れが出てきた。金属部品を機械に投入した後、加工された部品を回収し箱詰めする作業を軍手の上にビニール手袋をはめた手で行っており、部品に付着している機械油（主成分：白灯油）が直接手に触れる状態ではないが、油の付いた手袋をはめた手で皮膚に触れたことにより発症したと思われる。	25	170101	12	100~299
2017	11	11~12	当該職場配属後1週間程度経過した頃から左腕肘裏に腫れが見られ始め、その後右顔面にも腫れが出てきた。金属部品を機械に投入した後、加工された部品を回収し箱詰する作業を軍手の上にビニール手袋をはめた手で行っており、部品に付着している機械油（白灯油が主成分）が直接手に触れる状態ではないが、油の付いた手袋をはめたまま皮膚に触れたことにより発症した。	25	11301	12	1000~9999
2017	12	13~14	労働者が勤務する飲食店で、閉店作業および閉店後の清掃作業中に火災が発生し、消火活動中に火および煙により右手と気管を熱	38	140201	16	30~

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html